

とっとり農業会議情報

第46号
発行:平成27年12月1日
編集:鳥取県農業会議

主 な 内 容

- ◇ “地活”推進全県運動概念図 2頁
- ◇ 市町村農業委員会職員専門研修会(10月28日～30日,11月2日) 3頁
- ◇ 西日本ブロック農業委員会職員現地研究会(10月15日～16日)
- ◇ 中国・四国ブロック女性農業委員研修会 (11月5日～6日)
- ◇ **本会事業のご案内**農の雇用事業, 農業法人設立・経営力向上支援事業 4頁

平成27年度農業委員特別研修大会(11月20日)

11月20日、湯梨浜町「ハワイアロハホール」で農業委員特別研修大会を開催し、県内の農業委員ら約320人が出席した。

来年4月から施行される農業委員会等に関する法律の改正趣旨を踏まえ、農地等の利用の最適化を推進し、より地域に密着した農業委員会として活動するため、地域・農地のポテンシャルを引き出す“地活”推進全県運動の取り組みを推進することを目的に開催。



講演では東京農工大学名誉教授の梶井功氏が「農地を活かすには、何をすべきか。」と題して講演。梶井氏は農地中間管理事業が進められている中、重要なのは集落単位での話し合いが重要と力説した。

次いで、本会川上会長から“地活”推進に向けた自己改革を提案。①「地活」推進体制の整備～点(個)と線(組織)と面(地域)をつなぐ活動体制を確立する～②3段階プロセスによる主体性の確立～地域調和の理念に基づく手法を確立し実践する～③委員魂の自己実現を発揮～熱意と責任感・使命感を持ち、能動的活動に

【東京農工大学名誉教授 梶井功氏】姿勢転換する～、これら3つの自己改革を進め、農業委員会活動の実効性高めようと提案説明した。

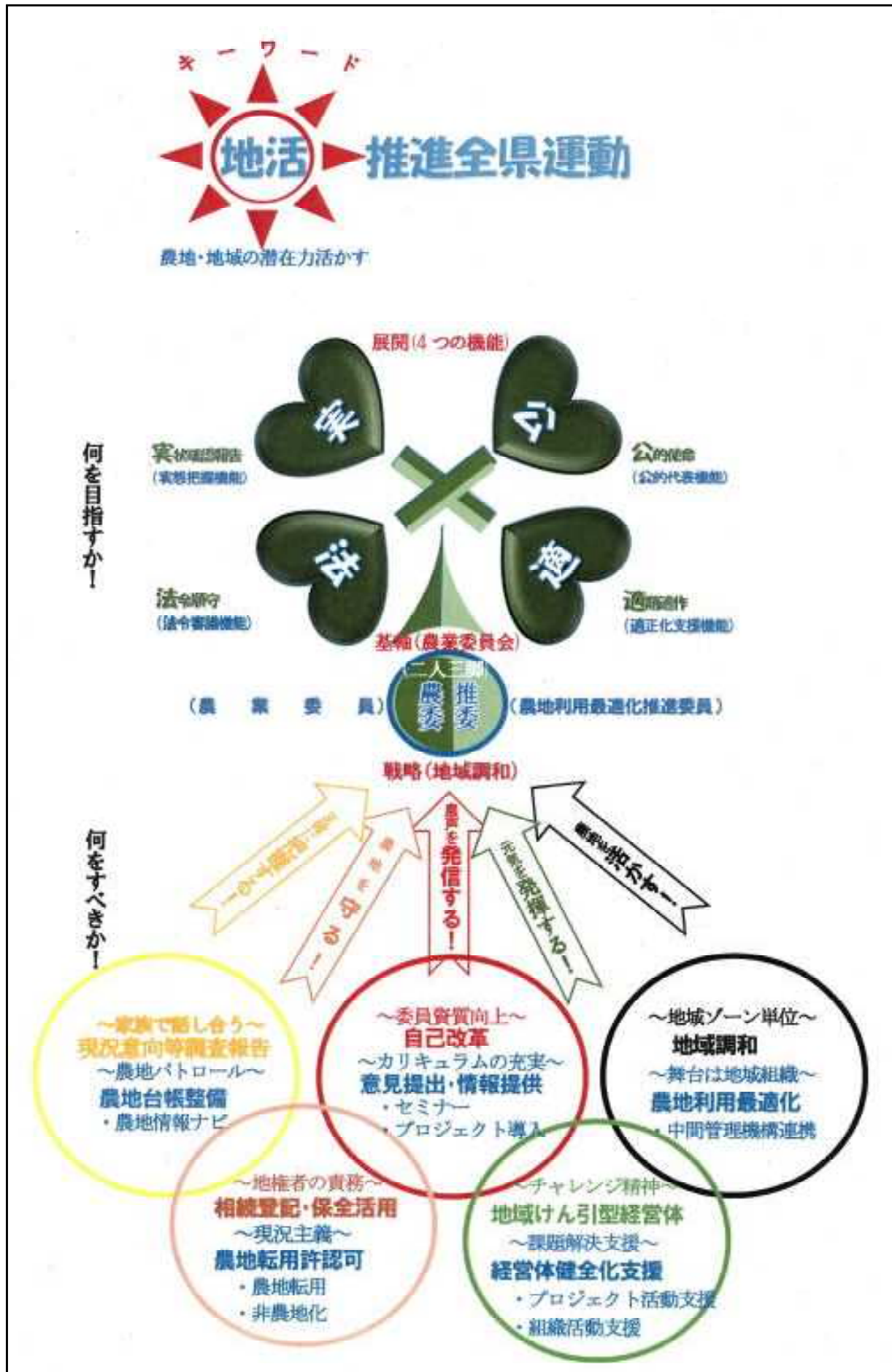
(次ページに“地活”推進全県運動概念図)

最後に、農業委員会自己改革の実現に向けた申し合わせを、県農業委員会会長協議会会長の福田昌治氏(琴浦町農業委員会会長)が提案。法改正の目的趣旨に応えるため、これまでの活動を検証するとともに「反省すべきは反省し、改めるべきは改め、そこから出直す」という自らの改革を表明し、満場の拍手で承認された。



【県農業委員会会長協議会 福田会長】

11月20日の特別研修大会で申し合わせした“地活”推進全県運動の概念図



市町村農業委員会職員専門研修会（10月28日～30日・11月2日）

10月28日(東部地区)、29日(日野地区)、30日(西部地区)、11月2日(中部地区)の4地区に分けて農業委員会の事務局職員を対象に①農業委員会法の改正に伴う農業委員会の組織・制度改革への取り組みや②利用状況調査・利用意向調査後の対応についての実務研修をおこなった。

今回の農業委員会法の改正に伴い農業委員は、公選制から市町村長による任命制へと移行するほか、新たに農地利用最適化推進委員が設けられる。農業委員や推進委員の定数を確保し、地域代表制を担保しながら、公平・透明性のある選出方法を如何に確立していくか、農業委員と推進委員の役割分担を明確化し、地域現場での活動の強化を図っていくにはどうしたらよいかなどについて活発な議論がなされた。特に、日野地区においては、日南町と日野町が早速に平成28年5月、6月に新制度へ移行する必要があると、委員の定数や報酬の条例改正案、委員の選任に関する規則案について具体の検討が行われた。

また、状況調査・意向調査後の対応については、鳥取県農業農村担い手育成機構の上場理事長から10月20日、21日に行われた遊休農地対策の現地研究会での状況を踏まえながら、調査の実施や農地中間管理事業への対応について指導をいただいた。農業会議からは、全国農地ナビのデータの洗い替え更新を本年12月中に行うべきことを確認した。

西日本ブロック農業委員会職員現地研究会（10月15日～16日）

西日本ブロック農業委員会職員現地研究会（主催・全国農業会議所など）が10月15日、16日の両日、宮崎市の宮崎観光ホテルで開催され、西日本の農業委員会職員ら約250人が参加した。本県から、農業委員会職員3人、県農業会議職員2人が参加し、基本テーマ「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進のあり方について研修した。

研究会では全国農業会議所農地・組織対策部の山村勝廣部長が「『全国農地ナビ』開発の経過について」情勢報告した。全国農地ナビは昨年度フェーズ1システムが完成し、農地台帳情報を公表している。今年度はフェーズ2システムの開発に取り組んでいる。フェーズ2は来年4月から稼働することとしており、農地台帳データの移行について協力を求めた。

パネルディスカッションは3農業委員会から事例報告があり、佐賀県江北町農業委員会の宮本大樹係長が「担い手への農地集積について」と題して報告した。宮本係長は農家の意向に沿って町内6大字を超えて分散・耕作している農地を解消（集積）した取り組みを報告。鹿児島県薩摩川内市農業委員会の萩原輝海主幹は「相続未登記農地に係る権利関係調査について」報告、宮崎県宮崎市農業委員会の興相晴律主任技師は「宮崎市遊休農地の取り組みについて」事例報告した。

なお、来年度は徳島県で開催することが報告された。

中国・四国ブロック女性農業委員研修会（11月5日～6日）

中国・四国ブロック女性農業委員研修会（主催＝中国・四国各県農業会議と中国・四国各県女性農業委員組織）が11月5日、6日の両日、島根県松江市のホテル白鳥を会場に開催され、女性農業委員ら約140名が参加した。本県からは濱崎智照県女性農業委員の会会長ら19名の女性農業委員が参加し、他県の女性農業委員と交流し情報交換を行った。

研修会では、地元しまね女性農業委員の会会長の河野朋子氏が歓迎の挨拶をした後、農林水産省中国四国農政局、経営・事業支援部農地政策推進室課長の松枝恵一氏が「農業委員会制度改革について」、全国農業会議所農地・組織対策部の鈴木一寛氏が「女性農業委員の登用と求められる役割、活動に期待すること」と題して、農業委員会法改正を受けた今後の組織対応について情勢報告した。続いて全国女性農業委員ネットワーク副会長の道下和子氏（広島県女性農業委員の会会長）が「新制度における女性農業委員ネットワークの今後の活動について」と題して登用に向けた取り組みについて呼びかけ、その後、有限会社中西ハウスセンターの中西恵子氏が「女性の視点から見る農業の魅力と将来性」について講演した。

2日目は、参加者全員が各グループに分かれ、活発に意見交換を行って研修交流を深めた。



【2日目のグループ討議の様子】

本会事業のご案内

【農の雇用事業】

「農の雇用事業」の平成27年度第6回募集が開始されました。募集期間は12月15日までで研修助成期間は28年2月から30年1月となります。

「農の雇用事業」は雇用就農者を担い手として育成していく事業で、平成21年度から始まっており本県ではこれまで250経営体で624人の雇用就農者が研修を受けています。

この事業は農業を営む事業体が就農希望者（過去の農業経験年数5年未満の者）を期間の定めのない正社員として雇用し、就農に必要な技術等を2年間の研修期間中に農業現場において実践指導することに対して助成するものです。詳しい事業内容はインターネットで「農の雇用事業」を検索いただき全国新規就農相談センターのホームページに掲載されている募集要領にてご確認下さい。申請書類が入手できない場合は鳥取県農業会議までお問い合わせ下さい。

【農業法人設立・経営力向上支援事業】

法人の設立を計画、準備している農家やそのグループ、集落営農組織の方を対象に、法人設立に関する相談にアドバイスする専門家（司法書士、税理士など）を派遣します。ただし、認定農業者等であること、法人設立研修の受講の条件があります。

また、既存の農業法人を対象に、農業経営コンサルタントによる経営コンサルや今後の法人経営の改善・発展に向けて中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家を派遣してアドバイスをを行う事業を行っています。

いずれも専門家を派遣する経費は、農業会議が全額負担します。

< 常任会議員会議だより >

第7回常任会議員会議（平成27年10月28日開催）

議 事	・農地法第4条諮問答申	9件	6,676㎡
	・農地法第5条諮問答申	33件	46,020㎡
	・農振法第15条の2諮問答申	1件	24,980㎡

協議報告 ○耕作放棄地研究会の開催について
○TPP交渉大筋合意について（資料提供）

第8回常任会議員会議（平成27年11月30日開催）

議 事	・農地法第4条諮問答申	14件	5,889㎡
	・農地法第5条諮問答申	17件	8,114㎡
	・農振法第15条の2諮問答申	1件	9,614㎡

協議報告 ○太陽光発電施設整備に係る農地転用（国許可）案件について
○農地法施行令等の一部を改正する法令案等の意見・情報の募集について

農業会議関係会議等予定（平成27年12月～28年1月）

12月 2日(水) 農業者年金加入推進セミナー（東京）	1月28日(水) 第10回常任会議員会議 <ホブスターとっとり>
3日(木) 全国農業委員会長代表者集会（東京）	〃 臨時総会 <ホブスターとっとり>
22日(火) 第9回常任会議員会議 <新日本海新聞社>	

【編集後記】

平成27年も残すところ一月となりました。新たな農業委員会制度がスタートするまで、4カ月を切りました。本文でも記載しておりますが、11月20日、ハワイアロハホールで本年度の農業委員特別研修大会を開催し、本会川上会長が提案した「現場力と組織力の発揮・強化目指す！“地活”推進に向けた農委会自己改革」の実現に向けた申し合わせをいかに着実に取り組んでいくか、自己点検しつつ、関係各位のご指導とご支援を得ながら新たな制度に対応すべく尽力して参ります。(K)